## 教育施設 区分変更申請について

泌尿器科標準手術件数が 80 件以上で指導医が常勤の教育施設については拠点教育施設として区分されておりますが、関連教育施設において泌尿器科標準手術件数の増加や指導医が常勤となった場合に、認定期間途中であっても区分変更の申請を行うことができます。

## ・泌尿器科標準手術件数の増加の場合

- 1. 教育施設システム「手術件数登録」メニューにて毎年1月から12月の手術件数を登録してください。
- 2. 直近の3年間の標準手術件数の平均または直近1年間の標準手術件数が80件以上の場合、拠点教育施設への区分変更が可能となります。
- 3. 教育施設システム「基本情報」「泌尿器科医師」「申請書作成」の各メニューについて、確認、入力してください。
- 4.「申請書作成」メニューで『教育施設区分変更申請書』をダウンロードして印刷してください。
- 5. 施設または施設長の公印と代表指導医の先生の印を押印し、下記宛に郵送してください(簡易書留、レターパック等、書類の追跡ができるものでお送りください)。
- 6. 申請は3月31日まで受け付け、4月1日付での区分変更となりますが、審査の関係上、1月中に申請いただけますと区分変更の認定がスムーズに行われますので、ご協力をお願いいたします。

## ・指導医が常勤になったことによる場合

- 1. 教育施設システム「泌尿器科医師」メニューにて変更登録を行ってください。
- 2. 教育施設システム「基本情報」「手術件数登録」「申請書作成」の各メニューについて、確認、入力してください。
- 3.「申請書作成」メニューで『教育施設区分変更申請書』をダウンロードして印刷してください。
- 4. 施設または施設長の公印と代表指導医の先生の印を押印し、下記宛に郵送してください(簡易書留、レターパック等、書類の追跡ができるものでお送りください)。
- 5. 指導医が常勤になった日から遅くとも1年以内に申請してください。専門医制度審議会で審査の上、指導医が常勤になった日付での区分変更となります。

## 【書類送付先・ご連絡先】

一般社団法人日本泌尿器科学会 専門医制度審議会 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-17-15 斎藤ビル 5F

E-mail: senmoni@urol.or.jp

TEL: 03-3814-1351 FAX: 03-3814-4117